

個人寄付者の皆さまへ

社会福祉法人埼玉県共同募金会

共同募金会に対する寄付金は、
所得税の所得控除または税額控除のどちらかを
選択できます。

共同募金会への寄付金は、所得税及び個人住民税の寄付金控除を受けることができ、所得税については、所得控除と税額控除のどちらかを選択することができます。

その際の寄付金控除に関する算式や控除を受けるための手続きについては、下記のとおりです。

なお、個人住民税については、従来どおり翌年度の個人住民税から控除されます。

記

◆所得税(所得控除または税額控除の選択ができます)

ア 所得控除の場合

所得からの控除額＝寄付金額（年間所得の40%が限度）－2,000円

※所得控除を希望する場合は、共同募金会発行の領収書を添え、確定申告が必要です。

イ 税額控除の場合

所得税額からの控除額(所得税額の25%が限度)＝(寄付金額－2,000円)×40%

※税額控除を希望する場合は、共同募金会発行の領収書に加え、さいたま市長から受けた、『税額控除に係る証明書』(写)を添え、確定申告が必要です。

所得控除と税額控除どちらが有利かは、寄付金の額と課税所得の関係によって決まります。

◆個人住民税(寄付をした翌年度の個人住民税から控除されます)

住民税からの控除額＝{寄付金額（年間所得の30%を限度とする額）－2,000円}×10/100

～お問い合わせ先～

埼玉県共同募金会 TEL：048-822-4045 または最寄りの埼玉県共同募金会市区町村支会へ

ホームページ：[赤い羽根](#) [さいたま](#) 検索

(『税額控除に係る証明書』(写)も掲載しております)